

埼玉県企業局設計委託最低制限価格制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、埼玉県企業局が発注する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）に係る入札について、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- 二 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（埼玉県企業局建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱における落札候補者を含む。）をいう。
- 三 決裁権者 埼玉県公営企業財務規程別表第7及び第7の2の決裁区分による決裁権者をいう。
- 四 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- 五 下限値 第4条第1項第一号のただし書き及び同条第二号における3分の2をいう。

（対象となる入札）

第3条 最低制限価格制度の対象は、競争入札を実施する設計委託とする。ただし、次の各号に定めるものを除く

- 一 政府調達に関する協定（WTO）の対象となる入札
- 二 総合評価方式による入札

（最低制限価格の設定）

第4条 最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額とする。
ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とする。
- 二 決裁権者が特別なものと認めた場合については、第一号にかかわらず、予定価格に3分の2から10分の9のまでの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とする。
- 三 算出に当たっては、第一号の①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。
また、第一号のただし書きの規定及び第二号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端

数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

（予定価格調書への最低制限価格の記載）

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「（最低制限価格の110分の100の額〇〇円）」と記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告等に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

（落札者の決定）

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによるものとする。

（要領の公表）

第7条 この要領は、公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月20日から施行する。
- 2 平成23年12月21日以前の建設工事に係る設計・調査・測量に係る最低制限価格制度に関する通知は平成24年1月19日限り廃止する。ただし、各部局独自の定めに係るものはこの限りではない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、平成24年1月19日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成２９年５月１日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成２９年４月３０日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成３１年５月１日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成３１年４月３０日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年１０月１日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年９月３０日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和６年６月２０日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和６年６月１９日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

別表 1 (第 4 条第 1 項第一号関連)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
※ 土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
※ 補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

注 1 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

注 2 複数の業種を一括して発注する場合の第 4 条第 1 号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。

注 3 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の③の欄によって算出する。